

# UPZ内から避難先施設までの主な経路（薩摩川内市④）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 避難元地区

- ① 野下・藤本地区
- ② 市比野地区
- ③ 副田地区
- ④ 清色・朝陽地区
- ⑤ 大馬越・八重地区
- ⑥ 轟・大村地区
- ⑦ 藺牟田・上手地区

## 【⑥、⑦(一部)の主な避難経路】

県道51号→国道504号→県道40号→県道25号→  
県道40号→国道3号→県道37号→国道270号→  
県道20号→国道226号

## 【⑦(一部)の主な避難経路】

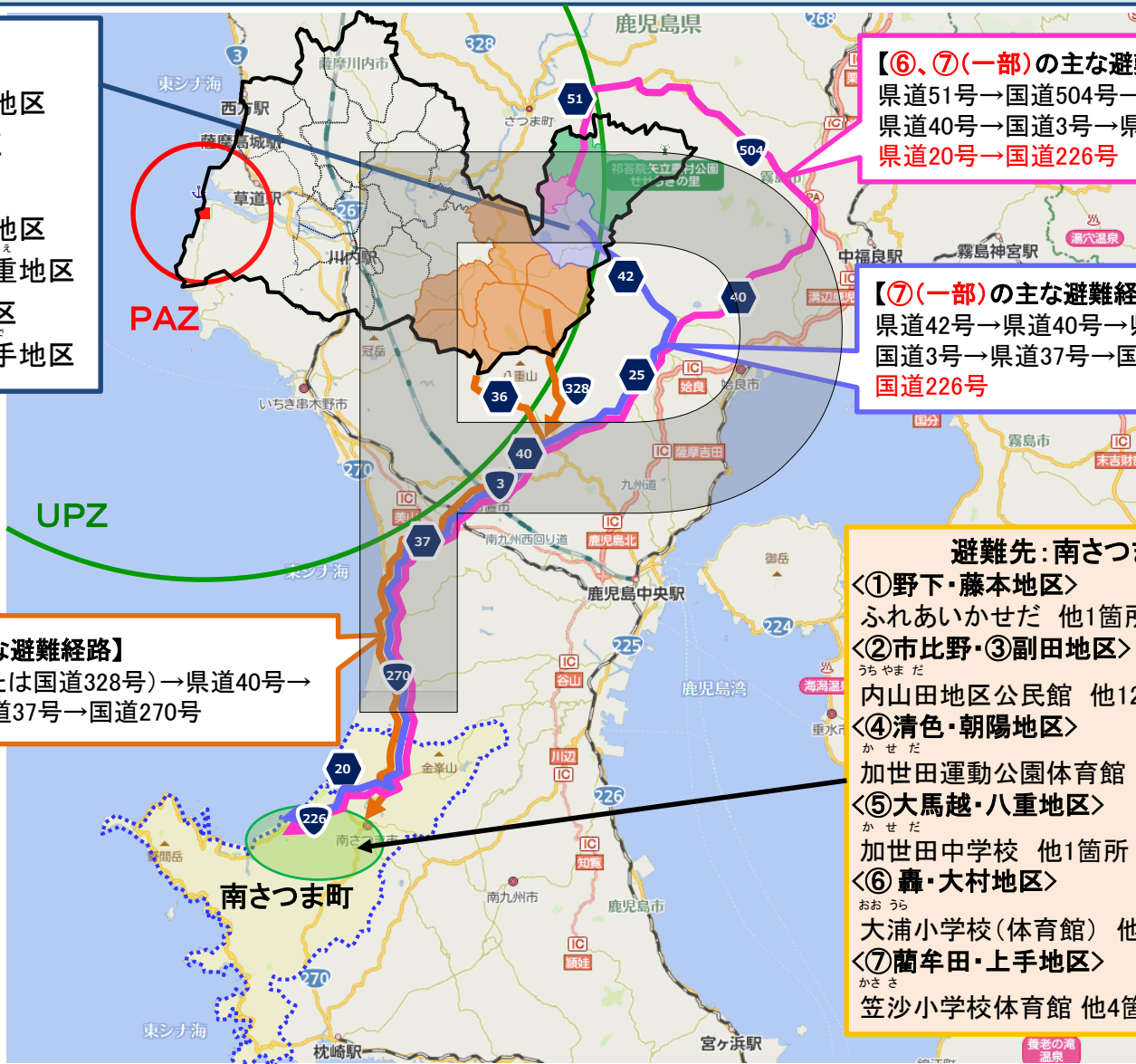
県道42号→県道40号→県道25号→県道40号→  
国道3号→県道37号→国道270号→**県道20号→  
国道226号**

## 【①～⑤の主な避難経路】

(県道36号または国道328号)→県道40号→  
国道3号→県道37号→国道270号

## 避難先：南さつま市

- <①野下・藤本地区>  
ふれあいかせだ 他1箇所
- <②市比野・③副田地区>  
内山田地区公民館 他12箇所
- <④清色・朝陽地区>  
加世田運動公園体育館 他3箇所
- <⑤大馬越・八重地区>  
加世田中学校 他1箇所
- <⑥轟・大村地区>  
大浦小学校(体育館) 他2箇所
- <⑦藺牟田・上手地区>  
笠沙小学校体育館 他4箇所



# UPZ内から避難先施設までの主な経路（離島の防護措置）薩摩川内市⑤

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 鹿児島県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の住民に対し、必要に応じて、屋内避難を行う可能性のある旨の注意喚起を行う。また、万が一、島内避難ができない場合に備え、本土への避難の検討を行う。
- 避難の際は、自家用の遊漁船・プレジャーボート等の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。
- 本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。

## 島内避難

避難先：島内避難  
上甕町小島  
＜④村東自治会＞  
旧浦内小学校

【⑤自治会の主な避難経路】  
県道348号→県道351号

【⑦自治会の主な避難経路】  
一般道路

避難先：島内避難  
上甕町平良  
＜⑤村西自治会＞  
旧平良小学校

避難先：島内避難  
上甕町中甕  
＜①葭上自治会＞  
中津小学校  
＜②葭中・③葭下自治会＞  
上甕コミュニティセンター  
＜⑥中野・⑦上甕島長江石自治会＞  
上甕中学校

かみこしきしま  
上甕島(UPZ内)  
人口：1,346人

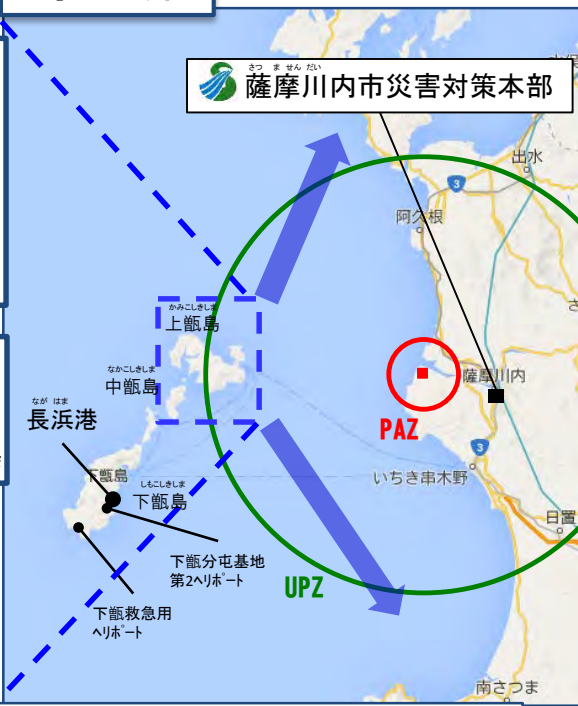
【⑥自治会の主な避難経路】  
県道348号

【①、②、③、④自治会の主な避難経路】  
県道348号

## 島外避難

- 避難元地区
- ① 葭上自治会
  - ② 葭中自治会
  - ③ 葭下自治会
  - ④ 村東自治会
  - ⑤ 村西自治会

- 避難元地区
- ⑥ 中野自治会
  - ⑦ 上甕島町長江石自治会



避難経路：  
(島内)港→[船舶移動自家用船舶、県が手配した船舶等]→(本土)港→[県、薩摩川内市等が準備した車両等]→避難所

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# UPZ内から避難先施設までの主な経路（いちき串木野市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

